

議案第 7 1 号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 8 月 2 8 日

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を改めるため及び児童福祉法の一部改正により、関係条文の整
理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「保育所をいう」の次に「。以下同じ」を、
「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を、「認定こども園をいう」の次
に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「をいう」の次に「。以下この条
において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の
確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件
の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことと
することができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそ
れぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じ
ないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合
の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事
項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所
(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所に
おいて代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事
業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を
勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が
認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る

連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児又は幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場所に限る。）

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第45条中「第6条第1号及び第2号」を「第6条第1項第1号及び第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）につ

いては、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条中「者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第6条」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。